

許可番号 00801012467

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県野田市上三ヶ尾268番地の2

氏名 株式会社 共栄サービス

代表取締役 諸橋 宏則

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 令和6年2月7日

許可の有効年月日 令和12年12月24日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：燃え殻(*7)、汚泥(*4)(*6)(*7)、廃油(*5)、廃酸(*5)(*7)、廃アルカリ(*5)(*7)、廃プラスチック類(*1)(*4)(*6)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*1)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1)(*4)(*6)、鋳さい(*7)、がれき類(*4)、ばいじん(*7)
以上16種類

(※) 記載品目については、(*1) 自動車等破砕物を除く、(*4) 石綿含有産業廃棄物を含む
(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む
(*7) 水銀含有ばいじん等を除く

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成5年12月28日	新規許可	平成27年3月11日	変更届（代表者の変更）
平成23年3月28日	変更許可（品目の追加）	平成30年2月14日	変更届（名称、住所の変更）
平成25年4月16日	変更届（代表者の変更）	平成31年1月21日	更新許可
平成25年12月26日	更新許可	令和3年8月30日	変更許可（品目の追加）
平成26年5月1日	変更届（代表者の変更）	令和6年2月7日	更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載するものと) 当社が発行した許可証(写し)では
市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

再発字無効
確認印の無いものについては
当社が発行した許可証(写し)では
ありません。

株式会社共栄サービス

確認印

この許可証には「すかし」等の